

4 いつから受給できますか？

既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間が10年以上の方は、**平成29年9月分を10月**にご指定の口座へ年金をお振込みします(以降、2カ月分の年金を偶数月にお支払します)。

5 受給できる年金額はどうなりますか？

定額の保険料を納めた期間や、減額された保険料を納めた期間などに応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければそれだけ年金額が多くなります。

6 年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に満たない場合はどうなりますか？

原則、年金受給できません。ただし、保険料納付済等期間が10年に満たない場合でも国民年金の**任意加入**や**後納制度**により保険料納付済等期間を増やすことで、保険料納付済等期間が10年を満たすことが可能となる場合もあります。

◆国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていない方は最長70歳まで国民年金に加入することができます。

◆国民年金の後納制度

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料について保険料を納付できますのでぜひご利用ください(老齢基礎年金の受給権者はこの制度を利用できません)。

◆合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)

合算対象期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給に必要な加入期間に含まれるものです。このため、保険料納付済等期間に合算対象期間を加えることで老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たすことがあります。

【主な合算対象期間】

- ①サラリーマン(厚生年金保険や共済組合などの加入者)の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで)
- ②学生で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで)
- ③日本人であって海外に居住していた期間のうち任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日以降)
- ④昭和36年4月から昭和61年3月末までの間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月から65歳までの間に保険料を納めた期間や保険料を免除された期間がある場合

詳細についてご不明点等ございましたら、「ねんきんダイヤル」までお問い合わせ下さい。

☎0570-05-1165 050で始まる電話でおかけになる場合は☎03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00

火~金曜日/8:30~17:15 第二土曜日/9:30~16:00

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>

知って納得! ~国民年金特集~

年金をあきらめていた皆さんへ

平成29年8月から、年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に短縮され、これまで年金を受け取ることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

1 何が変わるのですか？

年金を受け取るために必要な期間(国民年金納付、納付猶予・学生納付特例含む免除等、厚生年金、カラ期間)が**25年から10年**に短縮されます。これにより、年金を受け取る方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげることができます。



2 対象者は誰ですか？

既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間が10年以上の方が対象になります。日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛に老齢年金請求書(黄色)を発送します。請求書の送付は、原則、年齢の高い方から順次送付することを予定しています。

【スケジュール案】

送付スケジュール	送付対象者
①平成29年2月下旬~3月下旬	大正15年4月2日~昭和17年4月1日に生まれた方
②平成29年3月下旬~4月下旬	昭和17年4月2日~昭和23年4月1日に生まれた方
③平成29年4月下旬~5月下旬	昭和23年4月2日~昭和26年7月1日に生まれた方
④平成29年5月下旬~6月下旬	昭和26年7月2日~昭和30年10月1日に生まれた方
⑤平成29年6月下旬~7月上旬	昭和30年10月2日~昭和32年8月1日に生まれた方 大正15年4月1日以前に生まれた方(旧法対象者) 共済組合等の加入期間を有する方

3 手続きは必要ですか？

日本年金機構から「老齢年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所でお手続きをしてください。